

一般社団法人 岐阜県トライアスロン連合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合（GIFU・TRIATHLON・UNION：略称GTU）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、岐阜県内におけるトライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツ（以下、これらを総称して「トライアスロン等」という。）競技の普及及び振興を図るとともに、広く県民やトライアスロン競技者とスポーツ愛好者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）及びJTU東海ブロック協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 主要大会への選手選考と派遣に関すること。
- (3) トライアスロン等の各種講習会の開催に関すること。
- (4) トライアスロン等の競技会の主催、共催、主管、後援、協力に関すること。
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は国内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成)

第5条 当法人には次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人のうち、岐阜県内を岐阜エリア、西濃エリア、中濃エリア、東濃エリア、飛騨エリアに分け、その各代表者とする。但し、各エリアの代表者の人数は理事会の決議により別に定める。
- (2) 登録会員 JTUの目的に賛同し、当法人を通じてJTUの会員登録をした個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し事業を賛助する個人または団体
- (4) 名誉会員 当法人に対して、特に功労のあった個人で、理事会の推薦を経て、総会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法（以下「法人法」という。）に規定する「社員」とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の負担)

第7条 当法人の事業活動費用として、正会員、賛助会員は別に定める会費規程及び会員規程に従い会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに至ったときは、理事会で事案の調査を行い社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 社員総会において除名を行うときは、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い、除名することができる。但し、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。但し、やむを得ない事情があり理事会が相当と認めるときはこの限りでない。
- (2) 当該会員が死亡し、又は所属する地域団体で除名されたとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(資格の喪失による権利義務)

第11条 前3条により会員でなくなった場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会の構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 定款の変更
- (6) 当法人の解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対して、会議の目的たる事項及び招集理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集は10日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所等を記載した書面又は電磁的方法により通知する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。但し、会長が議長にあたることができない時は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決する。但し、当該議事について電磁的方法をも

ってあらかじめ表決した者、他の者を代理人として表決を委任した者は出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 理事、監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に次の役員をおく。

- (1) 理事10名上15名以内
そのうち1名を会長、1名を副会長、1名を理事長、1名を事務局長とする。

- (2) 監事1名以上2名以内

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、事務局長をもって業務執行理事とする。

3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該各理事及びその配偶者又は三親等以内の親族その他これらの者と特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事のうち、他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に緊密な関係にある合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任及び選定)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、事務局長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を会長と分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。理事及び監事が次の各号の一つに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会決議によって解任することができる。但し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、理事及び監事にふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、理事及び監事はその職務を執行するために要する経費等を社員総会において別に定める支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(役員責任免除)

第27条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。但し、善意かつ重大な過失がない場合は、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(名誉会長、名誉副会長、顧問)

第28条 当法人には、名誉会長1名及び名誉副会長並びに顧問を各若干名置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、顧問は、社員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長、顧問は、理事会又は社員総会に出席して意見を述べること及び決議に加わることはできない。

4 名誉会長及び名誉副会長は、当法人の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

5 顧問は、当法人の運営に関する重要な事項について、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(理事会)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、事務局長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は会長がこれにあたる。但し、会長が欠席した場合は、この限りではない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行う。但し、当該議事について電磁的方法をもってあらかじめ表決した者、他の者を代理人として表決を委任した者は出席したものと見なす。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、事務局長、監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第7章 委員会

(専門委員)

第35条 当法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の決議に基づき専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、事務局長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第39条 当法人は余剰金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 当法人の公告は、ホームページ等による電子公告 (<https://gifu-triathlon.jp>) により行う。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 附則

(理事会への委任)

第44条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令に従う。

(設立事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から翌年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	若山 春夫	鈴木 智晴	大橋 隆義	若山 義行
	小林 次男	桑原 幸三	富成 伸育	吉村 彰記

	松葉 桂二	川嶋 明子	篠原 直貴
設立時代表理事	若山 春夫		
設立時監事	鈴木 由信	小林 和実	

(設立時の社員)

第48条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住 所	岐阜県各務原市大野町3丁目276番地
設立時社員	鈴木 智晴
住 所	岐阜県恵那市武並町竹折1301番地6
設立時社員	篠原 直貴

以上、一般社団法人岐阜県トライアスロン連合設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年5月17日

設立時社員 鈴木 智 晴 印

設立時社員 篠 原 直 貴 印